

## 7105 携帯品の簡易税率

免税の範囲を超える携帯品又は別送品に対しては、簡易迅速な課税処理をするために設けられた簡易な税率が適用されます。その税率は次のとおりです。

簡易税率表（関税と消費税等内国消費税を合わせた税率。ただし、アンダーライン部分は租税特別措置法に基づく酒の特例税率）

品 名	税率
1. 酒 類	
(1) <u>ウイスキー、ブランデー</u>	800 円/ℓ
(2) <u>ラム、ジン、ウォッカ</u>	500 円/ℓ
(3) <u>リキュール</u>	400 円/ℓ
(4) 焼酎	300 円/ℓ
(5) その他のもの（ワイン、ビールなど）	200 円/ℓ
2. その他の物品（関税が無税のものを除く）	15%

（たばこ税及びたばこ特別税）

紙巻たばこ	1 本につき 15 円
-------	----------------

※2021年9月30日までは、1本につき14円

また、腕時計、ゴルフクラブ等関税がかからない品物には簡易税率は適用されず、消費税及び地方消費税のみがかかります。

ただし、次のようなものは簡易税率が適用されず一般の関税と消費税等がかかります。また、米については納付金の納付が必要となります。

- \* 1個又は1組の課税価格が10万円を超えるもの。
- \* 米
- \* 食用ののり、パイナップル製品、こんにゃく芋、紙巻たばこ以外のたばこ、猟銃。
- \* 品物の全部につき簡易税率の適用を希望しないとき。

（関税定率法第3条の2、関税定率法施行令第1条の2、租税特別措置法第87条の3、第88条の2、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第8条第3項）